

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子ども政策課
件名	さいたま市子どもがつくるまち業務(プラザノース)
履行場所	プラザノース 他
契約締結日	令和5年7月16日
契約の相手方名	特定非営利活動法人子ども文化ステーション
契約金額	2,530,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、子どもたちが、自らの発想で、子どもたちだけが市民になれる仮想の「まち」をつくり、子どもたちが、この「まち」で働き、お金を稼いで、物を買ったり、サービスを受けたりすることが体験できる事業である。</p> <p>仕様書を定めて履行するだけでは、子どもたちの柔軟な発想を活かした事業を実施することや事業目的の達成が難しい業務であり、子どもたちとの触れ合いに慣れており、子どもの意見を引き出すなどの民間事業者のノウハウを活用し、目的をより効果的に達成、また、リモート開催など新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図った実施方法や工夫の提案を期待し、プロポーザル方式による随意契約により、契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子ども政策課
件名	さいたま市子どもがつくるまち業務(サイデン化学アリーナ)
履行場所	サイデン化学アリーナ 他
契約締結日	令和5年7月16日
契約の相手方名	特定非営利活動法人子ども劇場おやこ劇場埼玉センター
契約金額	2,530,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、子どもたちが、自らの発想で、子どもたちだけが市民になれる仮想の「まち」をつくり、子どもたちが、この「まち」で働き、お金を稼いで、物を買ったり、サービスを受けたりすることが体験できる事業である。</p> <p>仕様書を定めて履行するだけでは、子どもたちの柔軟な発想を活かした事業を実施することや事業目的の達成が難しい業務であり、子どもたちとの触れ合いに慣れており、子どもの意見を引き出すなどの民間事業者のノウハウを活用し、目的をより効果的に達成、また、リモート開催など新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図った実施方法や工夫の提案を期待し、プロポーザル方式による随意契約により、契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま子育てWEB再構築業務
履行場所	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 外
契約締結日	令和5年8月30日
契約の相手方名	三谷コンピュータ株式会社
契約金額	19,250,000円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま子育てWEBシステムは、市民へ子育て関連の情報をわかりやすく提供することを目的として開発され、ポータルサイトとして平成16年4月から稼働している。</p> <p>現行のさいたま子育てWEBシステムについては、プログラムのOSサポート期間が令和6年6月に終了することに伴い、システムの継続運用では、動作保証の確実性が担保できなくなること、システムから情報が抜き取られる等のセキュリティ上のリスクが発生するため、新たにシステムの再構築が必要となった。加えて、個別のホームページの再構築については、ポータルサイトとしての再構築は行わず、市ホームページのサブサイトとして再構築することが本市の方針として示されており、本システムについても市ホームページのサブサイトとして再構築を行う必要があった。</p> <p>本システムを市ホームページのサブサイトとして再構築するにあたり、本業務の契約の相手方には市ホームページのプログラムや構成等を熟知していることが求められる。その他にも当該ホームページを構成するプログラムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する開発者にしかできない作業を実施する必要があり、そのような対応が可能であるのは当該業者のみとなる。</p> <p>以上の理由により、さいたま市ホームページの開発・導入を行う当該業者をさいたま子育てWEB再構築の業者として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市ひとり親関連AIチャットボットシステム業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年7月24日
契約の相手方名	日本トータルテレマーケティング株式会社
契約金額	2,035,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、制度の利用率の向上を目的として、様々な支援策の中から、ひとり親家庭が必要とする支援の情報を入手し、自立に向けて適切な支援を受けられるよう、時間を問わず気軽に問い合わせを行うことができるAIチャットボットを導入し、24時間365日運用することで、制度の認知度の向上を図るため、ひとり親関連AIチャットボットシステムのサービスを調達することを目的とするものである。</p> <p>契約方法については、提供するサービスの機能性、利便性や操作性について、公正かつ公平な方法で導入する最適なシステムを選定するため、公募型プロポーザル方式によることとした。</p> <p>2者から応募があり、企画内容の審査を行った結果、本業務を行うことができると判断した当該業者と随意契約により契約を締結した。</p>

【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年7月20日
契約の相手方名	株式会社佐賀電算センター
契約金額	13,607,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、母子家庭等の生活の安定と自立の促進等を目的とした母子及び父子並びに寡婦福祉資金を貸付する事務に伴う業務、償還される債権の管理業務及び統計等の出力に係る業務等を支援するため導入している母子父子寡婦福祉資金貸付システムについて、現行システムの保守期間が終了となるため、新たなシステムを構築することにより、現行システムの課題を解決するとともに、行政事務の安定的かつ効率的な運用を実現し、より正確な情報資産に資することを目的とするものである。</p> <p>契約方法については、システム要件等を比較し、公正かつ公平な方法で導入する最適なシステムを選定するため、公募型プロポーザル方式によることとした。</p> <p>1者から応募があり、企画内容の審査を行った結果、本業務を行うことができると判断し、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>